

## 交通事故見舞金制度について

…次の通りお支払いします。

### ○適用対象者

平成 24 年 12 月 1 日以降に岩手県内の各地区交通安全協会に加入した会員  
期間…加入した日から次回の運転免許更新日まで

### ○見舞金をお支払いする場合

国内においてシートベルト（ヘルメット）を着用した会員が、自動車（原動機付自転車）を運転中  
若しくは同乗中に、交通事故によって

・死亡・重度後遺障害・継続して 30 日以上入院  
したとき。

### ○お支払いする見舞金

#### 【死亡のとき…10万円】

会員が交通事故にあい、それが原因で、事故の日から 180 日以内に死亡した場合。

#### 【重度後遺障害のとき…10万円】

会員が交通事故にあい、それが原因で、事故の日から 180 日以内に会員の身体に所定の重度後遺障害  
が生じた場合。

※重度後遺障害…①両眼が失明したもの②咀嚼又は言語の機能を全く廃止したもの③その他身体  
の著しい障害により常に介護を要するものなど。

#### 【入院のとき…5万円】

会員が交通事故にあい、それが原因で、継続して 30 日以上入院した場合。

### ○見舞金をお支払いできない場合

- ①事故時にシートベルト（ヘルメット）を着用していなかったとき
- ②故意による事故
- ③無免許運転、飲酒運転による事故
- ④過労運転又は薬物等により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ⑤地震等自然災害に起因する事故
- ⑥疾病又は心神喪失に起因する事故

### ○見舞金の内容についてのお問い合わせ

一般社団法人岩手県交通安全協会  
〒020-0881 盛岡市天神町 11 番 1 号  
Tel 019-652-4597 Fax 019-652-4599  
または「住所地交通安全協会」

（注）平成 24 年 12 月 1 日より前に加入済みの方は、加入時点の見舞金が適用となります。